

注意

新型コロナウイルスの感染拡大
に乗じた**犯罪**に注意！！

前回の緊急事態宣言発令時（令和2年4～5月）
には、次のような犯罪が発生しています。

- ◎ 製薬会社の社債購入や融資を募る **ニセ電話詐欺**
- ◎ マスク無料送付を装うメール等による **フィッシング詐欺**
- ◎ ウイルスに効くサプリの購入等を迫る **悪質商法**

防犯のポイント



「製薬会社から郵便が届いてないか」、「コロナで会社が倒産して借金ができた」と電話がかかってきたら・・・

- 身に覚えのない話はきっぱり断る。電話を切る。
- 家族や警察に相談、緊急時には110番通報する。

**ニセ電話
詐欺**



「〇〇特別給付金」など、公的機関からの補助を装うメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いたら・・・

- 心当たりのないメールやSMSは信用しない。
- メールやSMSに記載されたリンクにアクセスしない。

**フィッシング
詐欺**



「新型コロナに効くサプりを購入しないか」、「コロナのワクチンが受けられるので予約金を払わないか」と言われたら・・・

- うまい話を信用しない。
- つられて返事をしない、すぐに契約しない。

悪質商法

「おかしいな？」と感じたら、最寄りの警察署や警察本部（#9110）に相談して下さい。



小倉北警察署